



東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ プレゼンツ

知財の資格をビジネスに活かす！

～音楽プロデューサーの現場から～

第7回「JASRAC 音楽教室から著作権使用料徴収」問題から考える、
これからの音楽著作権



- 第1回「音楽業界における主役の交替、CDからコンサートへ」(18号)
- 第2回「コンテンツビジネスの環境変化とスタートアップの優位性」(19号)
- 第3回「グローバルプラットフォームとどう向き合うか？」(20号)
- 第4回「犬は吠えるがデジタルは進む」(21号)
- 第5回「『デジタルコンテンツ白書 2016』のデータから見える音楽ビジネス近未来」(22号)
- 第6回「今まさにニューミドルマンが求められる理由」(23号)

*これまでの全記事をウェブでお読みいただけます http://ip-edu.org/ipmr_koukaikiji

知財ホルダー向けのエンタメビジネスコラム。今回は時事ネタです。ネット上で大騒ぎになっているニュースをテーマに、音楽著作権の現状について考えてみたいと思います。

音楽教室から著作権料徴収へ JASRAC 方針、反発も

<http://www.asahi.com/articles/ASK213QYXK21UCVL00P.html>

記事によると、「ヤマハや河合楽器製作所などが手がける音楽教室での演奏について、日本音楽著作権協会（JASRAC）は、著作権料を徴収する方針を固めた。徴収額は年間10億～20億円と推計。教室側は反発しており、文化庁長官による裁定や JASRAC による訴訟にもつれ込む可能性もある。」とあります。その後、音楽教室側が団体を結成して JASRAC に対抗するとの報道もありました。

これに対して、宇多田ヒカルや大御所作詞家及川眠子から、自分の作品では著作権使用料は徴収しな

いで欲しいという発言がありました。JASRAC による集中管理の仕組みに預けた以上、3年間は管理団体の変更はできないルールになっていますし、楽団単位、作曲家単位の特別対応などは制度的にできないのですが、影響力のある方の意見なので、注目を集めました。

本稿は、今回の「騒動」から注目すべきポイントを実業的視点でまとめたいと思います。

1) 音楽教室に「演奏権」を適用するのが妥当なのか？

本件を狭く捉えれば、論点はここに集約されます。ただ、これは法律論になるので、弁護士など専門家に議論を委ねたいと思います。個人的にはちょっと「無理筋」ではないかという印象を持っています。「音楽教室は楽曲を使った営利活動だから著作権使用料を払うべき」という考え方には同意できるのですが、そうだとすると、別のアプローチ、新たな法律が必要になる気がしています。

山口 哲一 (やまぐち・のりかず)：1964年東京生まれ。音楽プロデューサー、コンテンツビジネス・エバンジェリスト。株式会社バグ・コーポレーション代表取締役。「デジタルコンテンツ白書（経済産業省監修）」編集委員。経済産業省「コンテンツ産業長期ビジョン検討委員会」委員。音楽とITに関する知見に定評があり、著書多数。エンタメ系スタートアップを支援する「STAERT ME UP AWARDS」やプロ作曲家育成「山口ゼミ」、新時代型の音楽エージェント「ニューミドルマン養成講座」などを主宰し、人材育成にも注力している。

2) 音楽ファンを育てるという音楽教室の役割を理解しているか？

音楽ビジネスは音楽ファンによって成り立っています。楽器などを習っているユーザーは、大切な音楽ファンと言えるでしょう。その人達にどんなメッセージを伝えるべきなのか？ 音楽ファンを増やすことも JASRAC の使命の一つのはずです。その観点が感じられませんか。

ちなみにクラシック楽曲など、著作権の有効期間（従来の作曲家の死後 50 年が、TPP 施行で 70 年になるのが、トランプ大統領が TPP をやらないので、どうなるんですかね？）が切れている楽曲を使えば使用料はかかりません。

例えば音楽教室の先生が、JASRAC 管理外の楽曲ばかりを選んで教えるようになったら、JASRAC 会員にとってマイナスになるのでは？ というような考察はされたのでしょうか？

3) 演奏権の徴収分配が JASRAC の独占的状態で、手数料が高い

音楽プロデューサーとしては、これが最も強調したいポイントです。「音楽教室から徴収する前にやることあるでしょ？」という思いです。手数料規定では 26%、(JASRAC が得意とする補則などを使った形での) 実効料率は約 23%と聞いています。これは異常に高い。JASRAC 的なロジックだと、過疎地のレーザーディスクのカラオケ店舗まで徴収するのでコストが掛かるという説明なのですが、それなら、通信カラオケからの徴収だけなら手数料 10% というような選択肢、「メニュー」を権利者に示すべきです。そもそもカラオケとコンサートと今度は音楽教室まで、一つの支分権ということでセットでしか扱わないことが、理不尽です。

ただ、このことは、昨年始まった NexTone が演奏権を本格的に取り扱うようになれば、解決方法が見えてくるのかなと思っています。どんな分野においても、手数料率は競争で下がります。著作権管理手

数料が下がり、権利者が選択肢を持てることが重要なのです。

4) 著作権「信託」の意味を理解しているか？

今回の騒動で、JASRAC 外部理事の学者の方の発言も注目されていました。おっしゃっていることの内容自体は間違いではないのですが、違和感を覚える理由は、JASRAC は音楽家から著作権を「信託」されていることへの自覚の浅さです。「信託」という言葉の意味は、「信じて託する」です。権利者からの信頼を失えば、管理楽曲が減っていくという認識が抜け落ちているように感じられる発言でした。

JASRAC の構造的な問題は、意思決定機関である理事会の 2/3 が作詞作曲家の方が占めていて、名譽職的に高齢の作詞作曲家が理事であることです。デジタルに対して聡明な方は少ないですし、保守的、守旧的な意思決定に傾きがちです。そもそも 1939 年設立という、インターネットなどがない時代に作られた組織で、仕組みを積み上げてきていますから、著作権徴収分配に関して「取れるところから取れるだけ取って、アンフェアにならない程度に大体で分ける」というカルチャーが染み付いています。以前は方法がなかったので、様々な「方程式」を組み合わせるような分配率の決定方法も止むを得なかったのですが、今の技術を使えば、どこまでも透明な分配は可能です。「透明な分配無くして信頼なし」という考え方で体質改善をしないと、ユーザーや新しい音楽家からの支持を得ることはできません。今回の騒動も、例えば JASRAC が「全音楽教室から著作権料を徴収するために、演奏された楽曲がわかるセンサーを配ることにした」というニュースとセットだったら、受け止め方は全然違ったと思います。もちろんコストが上がって、手数料に跳ね返ってしまうので、現実的な解決策ではありませんが、「不透明な分配しかできないなら、そもそも徴収することに理解が得られない」時代になっているという認識を持たなければなりません。

JASRAC が不信感を持たれるのは、分配の透明性が不足しているのが最大の原因です。音楽家が「信じて託する」気持ちを無くしたら、存在意義が無くなるという危機感を持って欲しいです。

5) グローバル市場の進展で JASRAC の賞味期限はいつまでか？

JASRAC が持つべき危機感はもう一つあります。著作権使用実態の変化、グローバル市場の進展です。

音楽の聞き方が、パッケージからストリーミングに主流が変わっていています。音楽ストリーミングサービスは、Spotify、Google、Apple とグローバルプラットフォーム事業者が担っています。従来 of 国ごとの著作権許諾、徴収、分配という仕組みが非効率になってきています。

また、放送、ネットラジオ、動画サービス、音楽ストリーミングなど、メディアやサービスの内容によって、楽曲の著作権とレコード製作者の著作隣接権、実演家の著作隣接権の受領金額（料率）がバラバラになっていることで、バリューギャップと呼ばれる矛盾が世界中で起きています。それぞれの権利者が自分に都合の良い料率に他のサービスも合わせさせようとしていて、各国で集中管理的な仕組みから個別許諾に向かう流れがあります。（僕は長い目で見ると音楽ビジネスにとってマイナスも働くとは思いますが、しばらくはその流れが続きそうです。）

こんな状況の変化の中、JASRAC の存在意義はどうなっていくのでしょうか？ このままだと、従来のルールで徴収できる日本国内のオールドメディアか

ら、ベテラン作曲家の作品だけを分配するだけの存在になってしまいます。これは JASRAC にとっても不本意でしょうし、日本の音楽業界にとってもプラスでは無いでしょう。今回の音楽教室からの徴収がどういう結論になるかはまだわかりませんが、JASRAC は、「取れるところを探して取りに行く」のではなく、長期的で国際的な視野でのビジョンを持つことが必要な状況になっています。ユーザーからのイメージが悪すぎる JASRAC はブランディング戦略も必要です。

日本の音楽業界に大きな功績のある JASRAC。自ら変わらなければ衰退するという危機感を関係者に持って欲しいと今回のニュースで思いを新たにしました。

テクノロジーの発達で、あらゆる産業、すべての企業が自らの存在意義を再定義する必要がある現代、著作権徴収分配も新しいフェーズに入ろうとしています。

そんな時代のビジネスについて考えるのが、僕が主宰する「ニューミドルマン・ラボ」です。田坂広志さんが提唱した、ニューミドルマンという概念に、従来の職域を再定義しなければならないこと、同時に、デジタルが発達しても、ユーザーとアーティストを結ぶ役割は無くならないという、2 つの意味を僕は込めています。

4月1日に僕が敬愛するニューミドルマンたちと、特別座談会を行います。知財ホルダーの方にも有益な内容になるはず。是非、いらしてください。



＜本コラム読者無料ご招待＞ 4/1 開催

梶 望×柴 那典×ジェイ・コウガミ×山口哲一座談会
「2017年、ニューミドルマンが行うべきこと」開催

ネット上で音楽や映像にアクセスする機会はさらに増え、ネットと結びついた大ヒットが生まれ、既存の仕組みに頼った手法が以前のように通用しなくなったことを多くの人が知るところとなりました。大きな変革の年が本格的に動き出すこの季節に、本座談会がこれからのニューミドルマンが目指すべきあり方を探る会となればと思います。

ニューミドルマン養成講座第6期の講師にも決まっている現在の音楽ビジネスシーンに精通されたゲストの方々を招きました。昨年大ヒットとなった宇多田ヒカルのプロモーション担当の梶望さん、著書「ヒットの崩壊」を発表された柴那典さん、サイト「All Digital Music」を運営されるジェイ・コウガミさんをお迎えし、本コラム執筆者のオーガナイザー山口哲一とともに、音楽×テクノロジー・シーンの未来を座談会で語っていただき、また、これからを担うインキュベーションプログラム生の発表にもコメンテーターとしてご参加いただきます。

現在の音楽ビジネスシーンに精通された方々の生の声を聴ける貴重な機会をお見逃しなく。
これからのビジネスの可能性と、知財の資格を活かすためのヒントをみつけてみませんか。

日時：2017年4月1日（土）13：00～16：00

第一部 13:00～13:30 ニューミドルマン・インキュベーション・プログラム参加者発表会

第二部 13:30～15:10 特別座談会

第三部 15:10～15:40 インキュベーションプログラム表彰式+ニューミドルマン養成講座
第6期について

第四部 15:40～16:00 ネットワーキングタイム

場所：東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ（最寄り駅：JR 高田馬場駅から徒歩5分）

受講料：本コラム読者、知的財産管理技能士会会員は無料（一般申込み：1000円）

* 申込フォームの備考欄に「IPMR 山口コラム読者」あるいは「知的財産管理技能士会会員」と記入してください

定員：60名

主催：東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ

協力：知的財産教育協会

申込・詳細：東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ ウェブサイト

以下よりお申込みください（定員に達し次第受付終了）

<http://tcpl.jp/archives/2812>

■ニューミドルマン・デイ 特別座談会 & 発表会

2017.04.01 (sat) 13:00～16:00

梶望 × 柴 那典 × ジェイ・コウガミ × 山口哲一座談会

「2017年、ニューミドルマンが行うべきこと」

2016年度ニューミドルマン・インキュベーション・プログラム 発表会&表彰式

昨年大ヒットとなった宇多田ヒカルのプロモーション担当の梶望さん、著書「ヒットの崩壊」を発表された柴那典さん、サイト「All Digital Music」を運営されるジェイ・コウガミさんをお迎えし、オーガナイザーの山口哲一とともに、音楽 × テクノロジー・シーンの未来を座談会で語って頂き、また、これからを担うインキュベーションプログラム生の発表にもコメンテーターとして参加して頂きます

■第6期 ニューミドルマン養成講座 音楽を広める、稼ぐ、その先へ。

2017年5月11日・18日・25日・6月1日・8日・29日・7月6日・13日

全8回 各木曜日 19:30～21:00

講師：柴 那典（音楽ジャーナリスト）、ジェイ・コウガミ（ジャーナリスト）、
梶 望（ユニバーサルミュージック）、他

 TOKYO CONTENTS PRODUCERS-LAB
東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ
東京都新宿区下落合 1-1-8 ☒ kouza@tcpl.jp

詳細は Web サイトへ
<http://tcpl.jp/>

株式会社ネオテクノロジー

改訂審査基準にも対応！ 研究者および特許担当者向けテキスト待望の発刊！

「審査事例から学ぶ発明提案の強化書」

<強化書シリーズ>

- 材料基礎編—
- 回路デバイス基礎編—
- 電源・電池基礎編—

【内容】国内特許情報より厳選した審査事例を紹介、

審査経過を特許審査要件ごとに取り上げ、初めて発明提案を行う研究者にもわかりやすく説明しています。

さらに、審査事例を演習として取り入れていますので、審査を経験していない方でも、演習を通して知識が身に付きます。

https://www.neotechnology.co.jp/technical_field/propose/ ⇒サンプルはこちらの HP より

【体裁】CD-ROM（PDF 本文・HTML リンク付）

【価格】CD-ROM 版：定価 50,000 円（税+送料別）

セミナー付 CD-ROM 版：定価 150,000 円（税+送料+講師交通費別）

〔セミナー〕弊社講師派遣、セミナー2時間程度、受講者5～10人程度

